

指定訪問介護（共生型訪問介護）事業者 指定申請の手引き

最終改正：令和 6 年 11 月

1 指定要件の概要

訪問介護事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。

なお、障害福祉サービスにおける指定居宅事業者又は重度訪問介護の指定を受けた事業者が、共生型居宅サービスの特例により指定を受ける場合には、「2 共生型訪問介護の基準」を確認してください。共生型居宅サービスの特例による指定を不要とする場合は、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 都道府県の条例で定める者（法人）であること。

営利法人、非営利法人を問わず、法人格を有していれば要件を満たすこととなります。

ただし、法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。

(2) 人員基準を満たすこと。

①管理者

- ・事業所ごとに、常勤・専従の管理者を置かなければなりません。ただし、管理上支障がない場合は、他の職務又は同一の事業者が設置する他の事業所等の職務に従事することができます。

②サービス提供責任者（必要人数は別表参照）

- ・事業所の事業の規模に応じて、常勤・専従の訪問介護員等のうち 1 人以上をサービス提供責任者としなければなりません。
- ・管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えありません。また、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができます。
- ・サービス提供責任者は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

- ・介護福祉士
- ・介護職員基礎研修修了者 ※ 1
- ・訪問介護員 1 級課程修了者 ※ 1
- ・介護福祉士実務者研修修了者
- ・看護職員（看護師、准看護師）

※ 1 介護職員基礎研修及び訪問介護職員研修は、平成 25 年 4 月に介護職員初任者研修及び実務者研修の創設に伴い廃止されましたが、旧資格は従前のおり有効です。

- ・サービス提供責任者は、利用者の数（前 3 月の平均値）が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人増員する必要があります。（この場合、常勤換算方法とすることができます。）
- ・新たに事業を開始、又は再開する事業所においては、利用者数を推定して配置します。

※介護保険の訪問介護の指定を受けていることをもって、同一の事業所が障害者自立支援法における居宅介護等の指定を受ける場合のサービス提供責任者の配置については、次の【国の Q&A】のとおりとなります。ご注意ください。

【国の Q&A】平成 24 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.2)(平成 24 年 3 月 30 日)

問：訪問介護又は介護予防訪問介護の指定を受けていることをもって、同一の事業所が障害者自立支援法における居宅介護等（居宅介護、同行援護、行動援護又は重度訪問介護）の指定を受ける場合のサービス提供責任者の配置はどのように取り扱うのか。

答：当該事業所全体で確保すべきサービス提供責任者の員数については、次のいずれかの員数以上とする。

- ① 当該事業所における訪問介護等及び居宅介護等（重度訪問介護については利用者数が 10 人以下の場合に限る。）の利用者数の合計 40 人ごとに 1 以上
- ② 訪問介護等と居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数の合計数以上
なお、当該居宅介護等に係る指定以降も、訪問介護等の事業のみで判断したときに、訪問介護等に係る基準を満たしていることが必要となる。

また、訪問介護等におけるサービス提供責任者が、居宅介護等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。

③訪問介護員

次に掲げるいずれかの資格を有する従業者が、常勤換算方法（従業者の勤務延時間数を常勤従業者が勤務すべき時間数で割る算出方法。小数点第 2 位以下切り捨て）で 2.5 人以上必要です。

- ・介護福祉士
- ・介護職員基礎研修修了者 ※2
- ・訪問介護員 1 級課程修了者 ※2
- ・訪問介護員 2 級課程修了者 ※2
- ・介護福祉士実務者研修修了者
- ・介護職員初任者研修修了者
- ・看護職員（看護師、准看護師）

※2 介護職員基礎研修及び訪問介護職員研修は、平成 25 年 4 月に介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の創設に伴い廃止されましたが、旧資格は従前のとおり有効です。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

①設備基準

事務室のほか、受付・相談スペース（プライバシーに配慮されていること、2 階以上に設ける場合はエレベータ等を設置すること）、手指洗浄設備（感染症予防のため）等を備える必要があります。また、入口に段差がある場合はスロープ等を設置する必要があります。

※指定後に事業所の所在地を移転（変更）する場合も、設備基準は同じです。

②運営基準

運営基準については、「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 66 号）」及び「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年茨城県規則

第 34 号) 」を参照してください。

③介護等の総合的な提供を行うこと

入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を総合的に提供することとし、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、生活援助のうち特定のサービスに偏ったり、通院等乗降介助に限定しないこと。

2 共生型訪問介護の基準

共生型訪問介護は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」。という）第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業者又は重度訪問介護（障害者総合支援法第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものが、要介護者に対して提供する指定訪問介護です。

共生型訪問介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりです。

(1) 従業者（ホームヘルパー）、サービス提供責任者の員数及び管理者

①従業者（ホームヘルパー）

指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所（以下この 2 において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型訪問介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

②サービス提供責任者

- ・共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者に限り、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者（指定障害福祉サービス等基準第 5 条第 2 項に規定するサービス提供責任者）であれば、資格要件を満たします。
- ・共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者と指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者を兼務することは差支えありません。
- ・共生型訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定居宅介護事業所等における指定居宅介護又は重度訪問介護の利用者（障害者及び障害児）及び共生型訪問介護の利用者（要介護者）の合計数が、40 又はその端数を増すごとに 1 人以上です。

③管理者

指定訪問介護の場合と同趣旨ですので、本手引きの「1 (2) ①管理者」の項目を参照してください。なお、共生型訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護事業所等の管理者を兼務することは差支えありません。

(2) 設備に関する基準

指定居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。

(3) 技術的支援

指定訪問介護事業所その他の関係施設から、指定居宅介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

(4) 運営等に関する基準

訪問介護の運営基準の規定は、共生型訪問介護に準用されます。

運営基準については、「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 66 号）」及び「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年茨城県規則第 34

号) 」を参照してください。

3 申請の流れ

- ・申請から指定までの標準処理期間は 30 日です。事業開始予定日の 30 日前までに、申請書類を全て揃えて提出してください。申請書類が揃っていない場合、審査できません。
- ・申請受付後、審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い通知します。
- ・書類に不備がある場合等は、審査期間が 30 日を超える場合があります。
- ・申請に修正しがたい不備がある場合、または指定が適当でないと認められる場合等は申請書類を返戻する場合があります。
- ・介護保険サービスの実施にあたって、所轄庁の許認可が必要な法人（社会福祉法人、医療法人等）については、各手続きを済ませた上で、申請書類を提出してください。

4 申請に必要な書類

指定訪問介護事業者に係る指定の申請を行う場合は、次の書類を郵送で 1 部提出してください。書類は原則として A4 判で統一してください。

- (1) 提出書類チェックリスト
- (2) 指定居宅サービス事業者指定申請書（様式第 1 号）
- (3) 付表第一号（一） 訪問介護事業所の指定等に係る記載事項
- (4) 添付書類
 - ①申請者の登記事項証明書又は条例等
 - ・登記事項の「目的」には、介護保険法に基づく訪問介護事業を実施する旨が規定されていることが必要です。
 - ②従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式 1）
 - ・管理者及び人員基準に関わる従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。
 - ③職員の資格証及び雇用関係を確認できる書類の写し
 - ・資格が必要な職種は、資格証等の写しを添付してください。
 - ・従業員（常勤・非常勤問わず）について、法人との雇用関係を証明できる書類（雇用契約書、辞令等）の写しを添付してください。
 - ・結婚等で氏名が変更しており、書類によって記載の氏名が異なる場合は、「職員の氏名についての申出書」（参考様式 20）を提出してください。
 - ・外国人介護職員の場合、在留カードの写しを提出してください。
※在留資格「介護」の場合のみ、訪問系サービスに従事することができます。
 - ④事業所の平面図及び写真
 - ・用途、面積、備品の配置等を明示した A4 判又は A3 判のものを添付してください。
 - ・事業所の外観及び内部（用途ごと）の状態が分かるカラー写真を添付してください。
 - ・事業所が賃借物件である場合には、賃貸借契約書類の写しを添付してください。
 - ⑤運営規程
 - ・次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、添付してください。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 従業者の職種、員数及び職務の内容

- 四 営業日及び営業時間
- 五 指定訪問介護（共生型訪問介護）の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 緊急時における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

※茨城県条例が定めるサービスの提供等に関する記録の保存期間は、サービスを提供した日から5年間です。

- ⑥利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式6）
- ⑦損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書の写し等）
- ⑧誓約書（参考様式7）
- ⑨介護給付費算定に係る体制等（加算）に関する届出書
 - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
 - ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
 - ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出に関する誓約書（別紙様式）
 - ・算定要件の確認のための書類（加算の種別ごとに必要な書類）

【共生型訪問介護として申請する場合】

- ⑩障害福祉サービス（居宅介護事業所又は重度訪問介護事業所）の指定の指令書又は指定更新の指令書の写し
- ⑪訪問介護事業所その他の関係施設から、指定居宅介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていることが分かる書類（技術的支援を受けている事業所名及び事業所所在地、具体的な技術的支援の内容を説明する書面）

【指定指令書の紙交付を希望する場合】

令和5年7月1日以降、指定指令書は、原則電子交付（メールでの交付）となっております。パソコンやメールアドレスを有しておらず、紙交付を希望する場合は、以下の書類をご提出ください。

- ⑫紙交付の申請書
- ⑬費用減免の申立書
- ⑭指定指令書送付用封筒

270円分の切手を貼付け、返信先の事業所名、所在地等を記載した、A4判の書類が折らずに入る定形外の封筒

5 その他

- (1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等を十分ご理解のうえ取り組まれるようお願いいたします。
※介護保険法令や上記通知等の具体的な内容については、一般の書籍やインターネット（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>）等をご参照ください。
※全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報は独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉、保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」（<http://www.wam.go.jp/>）でも提供されていますのでご参照ください。

- (2) 事業所開設にあたって来庁しての相談を希望される場合は、必ず電話により予約をしたうえで
お越しください。
- (3) 申請者の独自判断によって、指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が発生した場合
でも、指定基準を満たさない場合は指定できませんので、あらかじめご了承ください。（不明な
点がある場合は、必ず事前確認をしてください。）
- (4) 水戸市、つくば市、笠間市、常総市にて事業の実施を予定されている場合には、各市の介護保
険主管課へお問合せください。

6 お問い合わせ・申請書類提出先

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県福祉部 長寿福祉課 介護保険指導・監査担当

TEL 029-301-3343、3281 FAX 029-301-3348

※ 訪問介護のサービス提供責任者の配置に係る別表

利用者の数 (前3月の平均値)	必要な常勤のサービス提供 責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で 必要となる常勤のサービス提供責 任者
40人以下	1	1
40人超 80人以下	2	1
80人超 120人以下	3	2
120人超 160人以下	4	3
160人超 200人以下	5	4
200人超 240人以下	6	5
240人超 280人以下	7	6
280人超 320人以下	8	7
320人超 360人以下	9	8
360人超 400人以下	10	9